

国立大学法人和歌山大学ティーチング・アシスタント及びティーチング・フェロー実施要項

制 定 平成 7年 7月 24日

最終改正 令和 6年 3月 26日

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）学則第28条の3及び第68条の2に基づき、教育的配慮の下、本学の大学院に在籍する優秀な学生を教育支援業務に従事させ、教養教育・専門教育等におけるきめ細かい指導を実現し、教育者としてのトレーニングにより、教育指導能力の育成を図る機会を学生に提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とすることを目的とする指導補助者、授業及び研究指導の補助について定める。

(名称)

第2 第1に定める補助業務を行わせる者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）並びにティーチング・フェロー（以下「TF」といい、TAと併せて「TA等」という。）とする。

(業務内容)

第3 TA等は、担当科目の授業担当教員の指導の下、次の各号に定める業務に従事する。

- (1) 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に在学するTAは、学士課程における実験、実習、演習又は講義の教育補助
- (2) 博士後期課程に在学するTAは、学士課程、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程における実験、実習、演習又は講義の教育補助
- (3) 博士後期課程に在学するTFは、前号に定める業務、授業担当教員指導の下で授業に参画する業務及び指導計画に基づく学士課程授業の一部を分担する業務

(身分)

第4 TA等は、教職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する臨時職員とする。

(資格)

第5 TAとなることができる者は、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程、博士後期課程に在籍する優秀な学生とする。

2 TFとなることができる者は、本学のTA業務の従事経験者で、博士後期課程に在籍する優秀な学生のうち、別に定める要件を満たした者とする。

(選考の基準及び方法)

第6 TA等の選考は、当該学生が所属する研究科と十分連携した上で、別に定める基準と方法に従って、これを行う。

(任用等)

第7 TA等として雇用契約し得る者の年齢は、65歳未満とする。ただし、その年度中に65歳を超える場合、契約期間はその年度の末日までを限度とする。

2 TA等の雇用期間は、本学臨時職員就業規則第4条第1項第1号及び第2項に準ずるものとする。

3 TA等の業務に従事する時間は、週10時間（月40時間）の上限を原則とし、学生としての修学・研究活動等（研究指導や授業を受ける時間を含む。）に支障を生じない範囲で、

ティーチング・アシスタント及びティーチング・フェロー実施要項

個々のT A等ごとにこれを定める。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって、T A等としての任用は終了したものとする。

- (1) 任用の期間が満了したとき 満了日
- (2) T A等が死亡したとき 死亡日
- (3) T A等が本学の学部又は大学院に在籍しなくなったとき 学籍喪失日
- (4) T A等が本学の学部又は大学院に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
- (5) 外国人であるT A等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく資格外活動許可期間が満了したとき 資格外活動許可満了日
- (6) やむを得ない事由により本学又はT A等が任用の中断を申し出たとき 本学が終了日と認めた日

5 第1項から第4項のほか、任用等については、別に定める。

(給与)

第8 T A等の給与は、本学臨時職員給与規程による。

(業務に専念する義務等)

第9 T A等は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定める国立大学の使命及び業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに、その業務に従事すべき時間においては、これに専念しなければならない。

2 T A等は、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第10 T A等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
 - (2) 本学の秩序、風紀又は規律を乱す行為
- (守秘義務)

第11 T A等は、業務上知り得た個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、T A等としての任用が終了した後にも、これを適用する。

(危機管理)

第12 T A等は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を講じるとともに、直ちに関係部署の職員に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

2 授業担当教員は、T A等の業務に係る危機、問題等にあたり、速やかな解決に努めるとともに、適切な報告を行う責任を有するものとする。

(ハラスメント防止)

第13 授業担当教員及びT A等は、本学ハラスメント等の防止等に関する規程を理解し、各々の言動、行動等が学生、T A等に対するハラスメントにつながらないように配慮するものとする。

(オリエンテーション)

第14 実施部局の長は、T A等に教育支援業務を行わせるに当たって、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、円滑な業務の遂行と事故の防止に努めるものと

する。

(研修)

第15 TA等は、その役割、基本的な心構えについて理解を深め、業務遂行上の必要な知見、実践的なスキルを身につけるため、大学が行う研修を受講するものとする。

(実績報告)

第16 実施部局の長は、毎年度の終わりに当該年度のTA等の実績について、学長に報告しなければならない。

(その他)

第17 この要項に定めるもののほか、TA等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成7年7月24日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第109号)

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1384号)

この改正要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2342号)

この改正要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2609号)

この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2705号)

この改正要項は、令和6年4月1日から施行する。